

2005

8月号



437

広報

かわち



KOHO
KAWACHI



<主な内容>

9月1日、防災の日…P2～3

(いざという時の準備は大丈夫ですか?)

国民健康保険税額と納税のお知らせ…P4～5

区長会議開催(平成17年度区長会・区長会総会)…P6

介護保険係からのお知らせ…P8

(写真:第一幼稚園『夏まつり』より)

いざという時の準備は
大丈夫ですか？

防災の日

(9月1日)



9月1日は「防災の日」。大正12年(1923年)のこの日に発生した「関東大震災」を教訓に、防災を見直すために定められた日です。この震災の記憶が遠ざかってきた平成7年1月、阪神・淡路大震災が発生、昨年10月には、新潟県中越地震など私たちは大震災の恐ろしさを改めて思い知らされました。いざというとき、大切な命や財産を地震から守るためには、目こころの危機管理が大切——。過去の教訓を生かし、ふだんの備えを再点検してみましょう。

●災害時の「自助」「共助」

戦後最大の被害となった平成七年の阪神・淡路大震災。

この震災では、6千人を超える

尊い命が奪われた一方、人

と人との助け合いによって、

多くの人の命が救われました。

この震災のなかで、私たちが

教訓として学んだのは、自分

の身は自分で守る「自助」の

大切さ、そして、地域住民や

ボランティアなど、人と人と

が助け合う「共助」の大切さ

です。阪神・淡路大震災では、

救助された3万5千人のうち

2万7千人が、家族や近隣の

人たちによって救出されたとい

われています。人と人との

助け合いは、救助だけでなく、

火災が発生したときの初期消

火活動、また、被災後の生活

でも重要になります。いざと

いう時、こうした「共助」の

力を発揮するためには、日こ

ろから地域の住民が主体となっ

●一人一人の 防災力を高める

た防災活動を行い、地域の防災力を高めておくことが重要です。

●一人一人の 防災力を高める

災害時に助け合うためには、

まず、自分の身を守ることが

大前提です。いざという時、

自分の身の安全を確保できる

行動がとれるか。家具の転倒

や落下物だけがをしないよう

家具を固定するなどの防止対

策をしているか。安全に避難

場所まで行くことができるか。

家族との連絡手段は確保して

いるか。食料や水など当面の

避難生活に必要な物は備蓄し

ているか、緊急時、すぐに持

ち出せるようになってい

るか。一人一人が地震に対す

る意識と知識をもち、いざと

いうときに行動できるよう、

防災力を身につけておくこと。

それは、個々の家庭を地震に

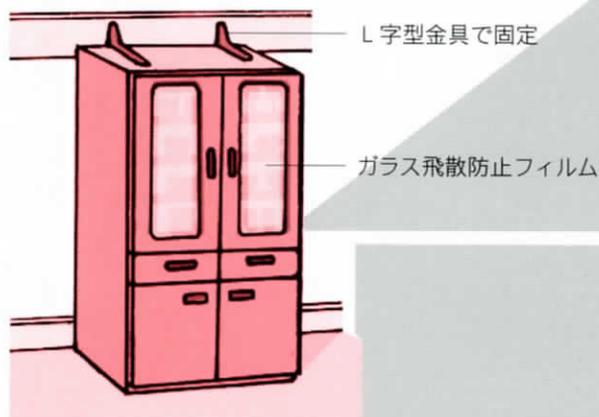
強くするだけでなく、地域全

体の防災力にもつながります。

家庭の防災対策を点検しよう

●家具の転倒防止をしているか

本棚やたんすなどの家具は転倒しないよう、L字型金具などを使ってしっかり留めておきましょう。食器棚などのガラスには、ガラス飛散防止フィルムを張っておきましょう。また、寝ているときに棚が倒れてきたり、上に置いたものが落ちてきたりしないよう、家具の配置を工夫しましょう。



●「非常持ち出し袋」を備えているか

いざというとき、避難生活に必要なものをすぐに持ち出せるよう、一つにまとめておきましょう。



●家の耐震性は大丈夫か

阪神・淡路大震災では、約10万5千棟の住宅が全壊、約14万4千棟が半壊。また、この震災で亡くなった人の約8割が住宅の倒壊によって亡くなったものと推定されています。日ごろからわが家の耐震性を点検し、補強工事を施すなど、地震に強い家にしておきましょう。自治体によっては住宅の耐震診断を無料で行っています。不安のある方はぜひ相談してみましょう。

●家の周囲は安全か

地震でブロック塀や石塀が倒壊し、下敷きになった人が亡くなったケースもあります。ブロック塀などがある場合は施工に欠陥がないかを確認し、ぐらつきやひび割れ、傾きなどが点検を。必要に応じて補強しておきましょう。また、プロパンガスのボンベがある場合は、しっかりと固定を。

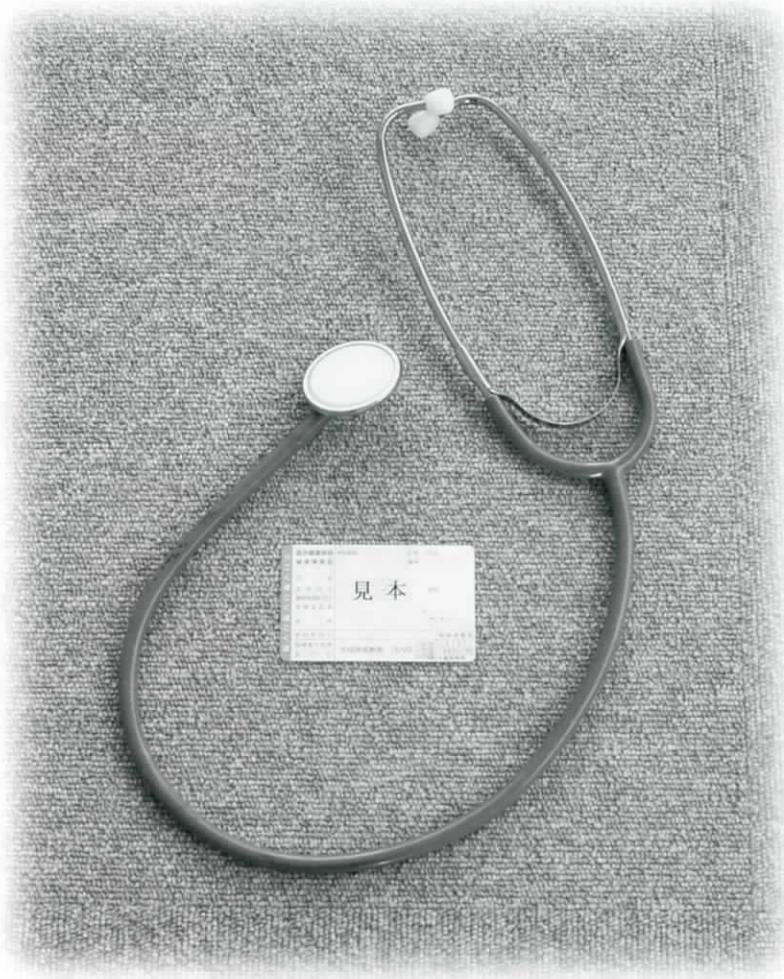
日本は世界有数の地震国
1994年から2003年に世界で発生したマグニチュード6以上の地震回数のうち、22・9%が日本で発生しています。日本で地震が発生しやすいのは、日本列島が太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアのいくつものプレートに取り囲まれているという地理的な条件によるものです。プレートはいわば地球を覆う殻のようなもので、それぞれが地球の表面をさまざまな方向に移動しています。このため、海側のプレートが陸地側のプレートとぶつかり、その下に沈み込みます。このとき、陸側のプレートの先端もともに引きずり込まれてひずみがたまりまします。このひずみが限界に達し、陸地のプレートの先端が跳ね上がるときに、地震が発生します。プレート境界で起こる地震は、地震の中でも規模が大きく、地震によって深い海の底を上下に動かすため、大津波も発生しやすいという特徴があります。また、こうしたプレート運動によって、陸側のプレート内部には力がかかり、プレートの弱い部分が破壊されることで地震が発生します。この弱い部分で、過去・将来も含め、繰り返し地震が発生しているものを活断層と呼びます。日本では、確認されているだけでも約2千か所の活断層があります。

国民健康保険税額と

納税のお知らせ

国民健康保険は、加入者の保険税と国などからの補助金などを合わせて、医療費や介護サービスなどの財源として充てる、相互扶助を目的とした医療保険制度です。

今年も本算定により年税額の決定した納税通知書を8月中旬に発送します。何卒ご理解とご協力をいただき期限内納付をお願いいたします。



国民健康保険税の税率

区分	課税区分の内容	基礎分	介護分
所得割額	前年の所得に応じて計算	7.76%	0.66%
資産割額	今年度の固定資産税額に応じて計算	50.00%	5.60%
均等割額	被保険者の人数に応じて計算	23,000円	7,500円
平等割額	1世帯当たりの定額	28,000円	4,600円
限度額	算出額が限度額を超える場合は限度額	530,000円	80,000円

介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者が対象になります。

国民健康保険税の算出方法

例 河内太郎さんの世帯の場合 世帯主＝河内太郎45歳（平成15年中の所得150万円、平成16年度固定資産税額5万円）、妻＝河内花子42歳、子＝河内一郎18歳（学生）

区分	説明	基礎分	介護分
所得割額	150万円－33万円(基礎控除)	117万円×7.76%＝90,792円	117万円×0.66%＝7,720円
資産割額	5万円	5万円×50.00%＝25,000円	5万円×5.60%＝2,800円
均等割額		23,000円×3人＝69,000円	7,500円×2人＝15,000円
平等割額		28,000円	4,600円
合計額	それぞれ100円未満切捨て	212,700円	30,100円

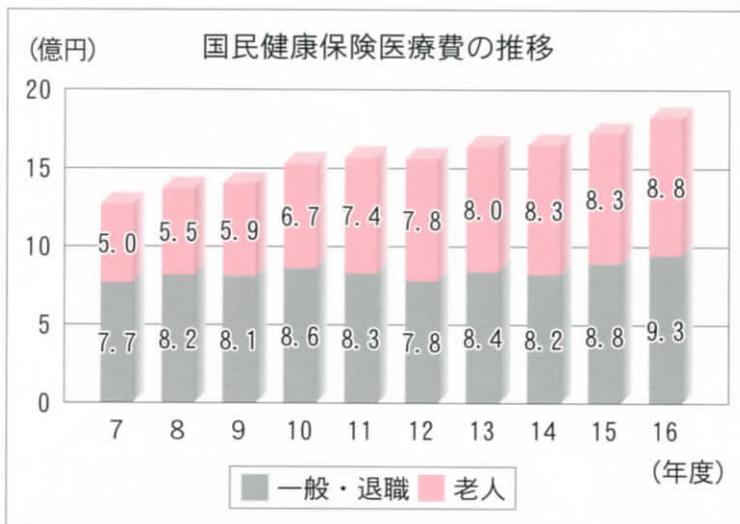
平成17年度国民健康保険税額 242,800円

国民健康保険税の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
平成17年					平成18年
4月30日	6月30日	8月31日	11月1日	12月27日	2月28日

今回算定された年税額から、既に納付済みの第1期・第2期（暫定賦課）分を差引いた金額を第3期以降の納期で納めていただくことになります。

平成16年度国民健康保険に関する数字



国保世帯数	2,297世帯 (年平均)
被保険者数	5,653人 (年平均)
総医療費	929,688,708円 (一般・退職) 876,073,437円 (老人) 1,805,762,145円 (国保計)
一人当たり医療費	214,709円 (一般・退職) 662,187円 (老人) 319,434円 (国保計)

一方、収入総額は12億272万円で、内訳については私たち（国民健康保険加入者）が納める保険税が4億6442万円で収入額全体の39%、国庫支出金等が6億53万円で全体の50%となっており、ともに国民健康保険運営の大きな柱となっています。

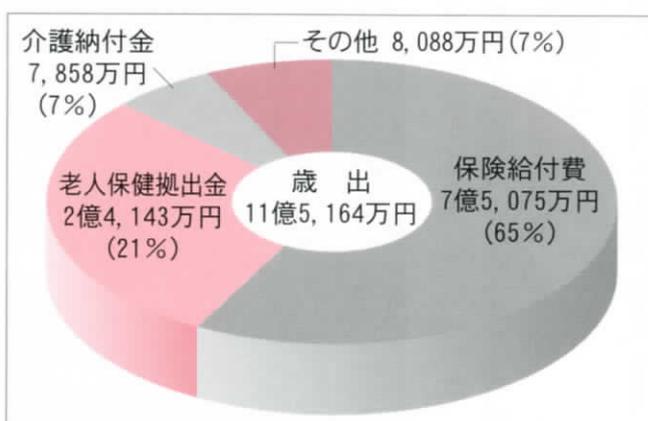
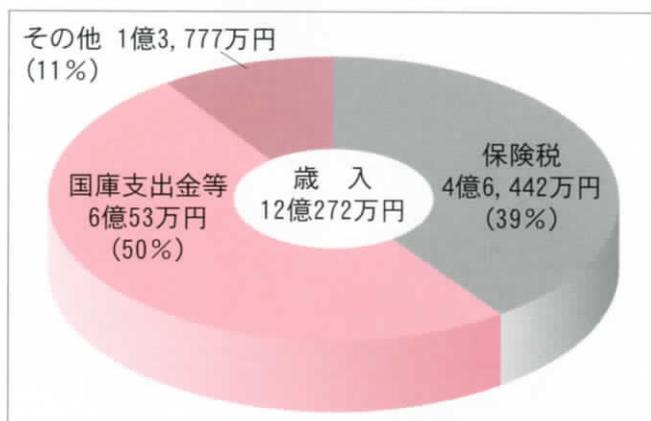
このように、私たちが納める保険税は制度を維持するための大切な基盤であり、皆さん一人ひとりの保険税が国保を支えています。また、国や県からの負担金とあわせて私たちの健康な暮らしを守る貴重な財源になっています。

（歳入グラフ参照）

平成16年度国民健康保険特別会計の決算状況をみると、支出総額は11億5164万円で、内訳としては支出の中心となる保険給付費（医療機関にかかった際に支払う費用※老人保健対象者分を除く）が7億5075万円で全体の65%、老人保健拠出金が2億4143万円（21%）、介護納付金7858万円（7%）となっています。

（歳出グラフ参照）

平成16年度
国保会計決算状況



◆問合せ先◆ 保険年金課 国民健康保険係 ☎84-2111 (内線161・162)

平成17年度

区長会議開催

地域と行政を結ぶパイプ役！



各地区の区長さんから多くの要望や意見がありました

地域と行政を結ぶパイプ役として町からのお知らせの伝達や、地域住民の代表として要望や意見を町に提示したりと、住みよい町づくりのため活躍される各地区の区長さんが決まり、7月10日（日）平成17年度区長会議及び区長会総会が中央公民館大会議室で開催されました。

区長会議では、役場からの連絡事項に続き区長さんから各地区の要望等があげられました。区長会議終了後には区長会総会が行われ、区長会長に選任された秋山政義さん（関場1）の進行により平成17年度の事業計画、予算を含むすべての議案が承認されました。

地域と行政を結ぶパイプ役として区長の皆さん1年間よろしく願います。

区長さんからの要望等について

- 共同利用施設の浄化槽改修について。（田川地区）
 - 通学路の草刈りについて。（竜町歩地区）
 - 浄玄橋の開通に伴い交通量が多くスピードも出ているため、信号機を設置を要望する。（浄玄地区）
 - 小林町歩と角崎町歩の境の道路が約150メートルにわたり壊れているので補修をお願いしたい。（小林町歩）
 - 大型車が近所を走っているが通行禁止ではないか。道路が壊れた場合は直してくれるのか。幅杭が片方抜けている。
 - 4トン車の規制はどうなるのか。（内野地区）
 - 区長の仕事の内容が分かりにくいので区長の役割をもう少し明確に伝えてほしい。
- 要望事項について、各課に出すのか総務課に一括して出しているのか。また、電話か文書かなど、どこへどのように出せばよいか明確にしてほしいことと返答についてもお願いしたい。（下金江津地区）
- 役場前の自転車置場の改修について。（関場地区）

※各区长さんからの意見・要望等については詳細を確認のうえ適切に対応します。

◆ 問合せ先 ◆ 総務課 庶務係 ☎ 84-2111（内線121）

俳句

かわち俳句会

青柿や旅もなかばの俄か雨

鴻野 たけ

不死鳥の柔の歌や揚げひばり

大野 志げ子

遊び子の無邪気ないまま昼寝をり

寺田 節子

いびきまで父似の兄や大昼寝

橋爪 かん

吾輩(猫)もエアコンつけて昼寝かな

若泉 栄治

線香の灰に経透く梅雨籠り

田中 康夫

夫すでに昼寝起きして鉢手入れ

大塚 一重

青柿や少年胸に夢一つ

杉原 利代

青柿の落ちるにまかす無人駅

田沼 和子

藍浴方袖も通さず嫁つきし子

兼丸 ミドリ

十葉を廊下に干して湯治宿

川口 ふく

夕涼み二人で歩く下駄の音

津根 としお

梅雨寒や部屋の広さをもてあまし

飯島 ヨシノ

昼寝して早や天国の花畑

吉田 四郎

短歌

かわち短歌会

十五年振りに部落に子が生れし稲ぐいぐいと繁茂する夏

雨雲が両手ひろげて迫りくる麦刈る人を急かす梅雨時

イタリアの食堂のボーイさんにサヨナラの言葉で迎へられて

耐ふるのも我が運命と思ひたしブーゲンビリアの花眺めつつ

目見当と言ふ確かさ百分の一ミリの誤差且つて見分けし

絶滅かと思ひきや久し兵隊蜘蛛網張り不動の姿勢で餌を待つ

唯唯として己を詠める歌多し誇れる吾と思ふことなく

(生板)

青野清一 石山候江
郡山玉翠
庄司登千子
久松浩洋
山田マサエ
青木保

2005

国勢調査

平成17年10月1日(土)

9月下旬から国勢調査員がおうかがいいたします。



センサスくん

～10月1日 国勢調査

1億?千?百?十?万?千?百?十?人
「?」を埋めるのは、
この国に暮らす
私たち一人一人です。

あなたの調査票には
日本の大切な未来がつまっています。

10月1日、国勢調査を全国いっせいにやります。国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象とした大規模な統計調査です。調査結果は、社会福祉、環境整備、雇用対策、経済政策、交通計画など、みんなが住みよいまちづくりのための基礎資料となります。

調査する項目は、男女の別、出生の年月、就業状態、通勤・通学地、住居の種類などです。調査内容が、他にもれたり、統計以外の目的に使われることは絶対にありません。国勢調査員が調査票を持ってうかがいます。未来のために、10月1日のあなたを記入してください。

総務省統計局

介護保険

施設サービスの居住費と食費が 自己負担になります

施設に入居している人の居住費と食費は介護保険の給付対象となっていますが、在宅で介護サービスを利用している人の居住費や食費は自己負担となっています。利用者負担の公平性を図るために施設給付が見直され、居住費、食費が全額自己負担となります。

居住費…施設の利用代(減価償却費)+電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

食費…食材料費+調理コストに相当する費用 ※栄養管理は保険給付対象

対象となる サービス

- 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の3施設における居住費と食費
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)における居住費と食費
- 通所介護(デイサービス)と通所リハビリテーション(デイケア)における食費

費用の めやす

- 基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額
- 居住費：ユニット型個室6万円、ユニット型準個室および従来型個室5万円、多床室1万円
- 食費：4.2万円

※利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが基準となる額が定められています。

自己負担限度額が設けられます(特定入所者介護サービス費)

低所得の人の施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額(下表)までを自己負担し、残りの差額は介護保険から給付されます(通所サービスの食費を除く)。

申請が必要です

特定入所者介護サービス費を受けるためには町に申請をして「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。

●負担限度額(月額)

利用者負担段階	利用者負担内容	居住費等の負担限度額			食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室および従来型個室	多床室	
第1段階	住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	2.5万円	1.5万円	0万円	1万円
第2段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	2.5万円	1.5万円	1万円	1.2万円
第3段階	住民税世帯非課税で、第2段階以外の人	5万円	4万円	1万円	2万円

●利用者負担の変化(例) 多床室を利用した場合(月額)

利用者負担段階	利用者負担合計	利用者負担内訳			利用者負担合計	利用者負担内訳		
		1割負担	居住費	食費		1割負担	居住費	食費
第1段階	2.5万円	1.5万円	—	1万円	2.5万円	1.5万円	0万円	1万円
第2段階	4万円	2.5万円	—	1.5万円	3.7万円	1.5万円	1万円	1.2万円
第3段階	5.6万円	3.0万円	—	2.6万円	5.5万円	2.5万円	1万円	2万円
第4段階 (上記以外の人)	5.6万円	3.0万円	—	2.6万円	8.7万円	2.9万円	1万円	4.2万円

◆問合せ先◆ 保険年金課 介護保険係 ☎84-2111(内線164)

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～ 腹部超音波検診・夏にも注意！子どもの風邪～

◆◆◆ 腹部超音波検診のお知らせ ◆◆◆

腹部超音波検診は、肝臓・胆のう・胆管・膵臓・脾臓・腎臓に超音波をあてて、これらの臓器の異常を早期に発見するために行うものです。

検診日程	場所	受付時間	定員
10月21日(金)	保健センター	午前 7:00～7:30	15名
		8:00～8:30	15名
		9:00～9:30	15名
		10:00～10:30	15名

- ◆対象者：40歳から65歳（昭和15年4月1日～昭和40年3月31日生まれ）の方
※昨年受けた方、すでに医療機関で治療中、もしくは経過観察中の方はご遠慮ください。
- ◆検診方法：腹部のエコーです。痛みはありません。検査時間は一人5分から10分程度です。
- ◆自己負担金：2,000円
- ◆申込方法：保健センターに電話で申し込んでください。定員になり次第、締め切らせていただきます。

◆◆◆ 夏にも注意!! 子どもの風邪 ◆◆◆

風邪の原因は、ほとんどがウイルスによるものです。経口感染（手から手へ、手から口へ）の感染が多いので、予防は手洗いが有効です。突然、高熱が出たり、のどが痛くなったりすることがあるので、お子さんの様子が普段と違うようなときは、まず医師の診察をうけましょう。

★代表的な「夏風邪」★

病名	主な症状
手足口病	生後6か月から4～5才に多い。水を持った小さな赤い発疹が手のひらや足、口の中にできる。痛みも痒みもない。発疹、口内炎とも1週間程度で治る。発熱はしないことが多い。
ヘルパンギーナ	突然高熱が出て（39度～40度の熱が1～3日続く）のどに水泡や潰瘍ができ、とても痛がる。水泡や潰瘍は1週間程度で治癒する。
咽頭結膜炎（プール熱）	高熱、喉が腫れて痛む、結膜炎（白目やまぶたの裏が赤くなり目やにが出る）を起こす。

★大切なのは家庭でのケア★

- ①安 静…風邪のケアの原則です。家の中で静かに過ごしましょう。汗をかくと体力を消耗するので、部屋を涼しくし、必要以上に汗をかかない工夫をします。
- ②水分補給…子どもは体重あたりに必要な水分量が大人の3倍です。また、腎臓の機能も未熟なため脱水症になりやすいのです。水分や喉越しの良いものをこまめに補給してあげましょう。全く口にできない時は、脱水症の心配があるので病院で点滴等による水分補給をする場合もあります。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は 84-3682



下水道整備計画を重点に 地域再生計画認定される ～地域再生計画認定書授与式～

今年4月に国の地域再生法が施行されたことに伴い、河内町では同法に基づく地域再生計画の認定を受け、東京・憲政記念館講堂で7月19日、認定書授与式において小泉純一郎首相から野高町長に認定書が交付されました。

地域再生計画とは、地域再生のための基盤強化を図るため自治体がアイデアを出し、国が交付金などで支援する仕組みであり、河内町では「太陽と水とみどり」豊かに美しく住むまち河内再生計画事業が

認定を受け、計画では、今年度から5年間に公共下水道整備と合併浄化槽（個人設置型）の整備を進めていくこととなります。

茨城県内では、河内町を含め19市町村（道路関係3市町、汚水処理16市町村）が認定されました。

★地域再生本部ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.htm>



「もてなし」と「しつらい」の心を学ぶ ～かわち子ども茶道教室開講～

日本の風土が育んできた「もてなし」と「しつらい」の心を学ぼうと、昨年より開催している『子ども茶道教室』。今年も、13名の小学生が参加し、中央公民館で計14回の稽古を予定しています。2回目の稽古では、ふくさのさばき方を学びました。茶道に興味をお持ちの方、一緒にお稽古してみませんか。参加大歓迎です。

◆問合せ先 講師 青野富美子 TEL 86-3912

常陽銀行から折りたたみイス寄贈 ～常陽銀行70周年記念事業～

7月20日、常陽銀行竜崎支店から『折りたたみイス50脚』が町に寄贈されました。

これは、常陽銀行70周年記念事業の一環としての地域貢献活動として行われたもので、竜崎支店 吉原支店長から野高町長に目録が手渡されました。

寄贈された『折りたたみイス』は、学校教育課をとおして各小中学校で利用させていただきます。





7月29日、「善行者感謝状贈呈式」が役場会議室で行われ、多年にわたる奉仕活動や、町立保育所の環境整備にご協力をいただいた個人5名及び団体に、野高町長から感謝状が贈られました。

贈呈された方々は、次のとおりです。

※敬称略

日頃の貢献に対し 感謝状を贈呈

～善行者感謝状贈呈式～

- ・小林 豊吉
雑巾600枚を町内の小学校へ寄贈
 - ・高松 勝子
多年にわたり、源清田農村公園内のトイレ清掃をされている
 - ・大竹 幸男、高橋 正己
 - ・柳 葉 明 久 (シヤ産業株有志)
 - ・新橋・古通・古河林地区 有志
- ※その他多くの皆様にご協力いただきました。
源清田保育所の環境整備 (砂場作り)

各大会、勝利を目指して!

～スポーツの結果～



第7回 河内町綱引き大会

開催日 7月10日(日)

会場 農業者トレーニングセンター

優勝	男子	第3分館	女子	第3分館
準優勝		第7分館		第2分館
第3位		第1分館		第6分館



第10回 河内町民バレーボール大会

開催日 7月24日(日)

会場 農業者トレーニングセンター

優勝	オールドバーバース
準優勝	チーム☆岡部Chan
第3位	エッジ



生活

平成18年度分から自動車税の取り扱いが変わります

平成18年度分の自動車税から、引越しや車の売買によって現在所有している自動車のナンバーが変わっても、その年度における自動車税の月割計算による還付や新たな課税は行われなくなります。

【現在の扱い⇨平成17年度分の自動車税まで】

①引越しなどでA県からB県のナンバーに変更の登録をする

↓ナンバーを変更する際に、B県で登録の翌月から3月までの自動車税が月割で課税され、A県からは登録の翌月から3月までの自動車税が月割

で還付されます。

②A県の甲山さんから、B県の乙川さんに車が売買（移転登録）されると

↓移転登録の際に、B県で乙川さんに登録の翌月から3月までの自動車税が月割で課税され、A県から甲山さんに登録の翌月から3月までの自動車税が月割で還付されます。
※同一県内で売買された場合には、月割計算による還付や新たな課税はありません。

※月割の税額⇨年税額×自動車の登録月の翌月から3月までの月数÷12

【新たな取扱い⇨平成18年度分の自動車税から】

①引越しなどでA県からB県のナンバーに変更の登録をする

↓月割計算による還付も新たな課税もありません。（翌年度分からB県で自動車税が課されることとなります。）

8月の納税

- ◆ 町 県 民 税 2 期 ◆
- ◆ 国民健康保険税 3 期 ◆
- ◆ 介護保険料 3 期 ◆

徴収日は8月31日です

善意のご寄附

(敬称略)

郡社協	55,404円
金江津中学校平成16年度 3学年一同	21,654円
篠塚 かね	20,000円
福祉まつり模擬店	16,294円
趣味クラブ	12,800円
園芸クラブ	10,000円

— 社会福祉協議会へ —

皆様からお預かりした寄附金等は、趣旨に添って大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

動物愛護月間

9月1日から9月30日まで
は動物愛護月間です。

この月間は広く県民の間で動物の愛護と動物の正しい飼い方についての関心と理解を深めていくことを目的としています。

○動物を飼うときは、習性を良く理解し、終生責任をもって飼いましょう。

○人と動物との調和のとれた豊かな環境作りに心がけましよう。

○動物をいたわり、小さな命を大切にしましょう。

不妊治療費助成事業

不妊治療を受けた方に治療費の一部を助成する制度です。詳しくはお問合せください。

◆対象となる治療

体外受精、顕微受精、配偶子卵管内移植（やむを得ず治療を中断した場合及び凍結胚の移植も助成の対象となります。）

◆助成内容

一年度あたり10万円を限度に通算2年間助成します。

◆対象者

次の全ての条件に該当している方が対象となります。

(一) 法律上の婚姻をしているご夫婦で、夫または妻のいずれか一方が県内に住所がある。

(二) 夫及び妻の前年の所得の合

◆問合せ先 県税務課
TEL 029-301-2429

計額が650万円未満である。
 (三)茨城県が指定した医療機関
 において実施した治療である。

◆申請に必要な書類

(一)茨城県不妊治療費補助金交
 付申請書
 (二)茨城県不妊治療費助成事業
 受診等証明書
 (三)医療機関の発行の領収書
 (四)住民票

(五)夫及び妻の所得証明書
 ※(一)、(二)の用紙は保健所にあ
 ります。(四)、(五)はお住まいの
 市町村窓口になります。

※助成要件を確認するため、
 戸籍謄本や外国人登録原票記
 載事項証明書等が必要になる
 場合がありますので、ご確認
 ください。

◆問合せ先

竜ヶ崎保健所健康増進課
 龍ヶ崎市2983-1
 TEL 62-2172

国民生活金融公庫の「恩給・共済
 年金担保貸付」「新創業融資制度」

○恩給・共済年金担保貸付

お使いみち：住宅、教育、レ
 ジャー等の消費資金及び事業
 資金など幅広くご利用いた
 けます。

ご融資額：250万円以内

(但し、恩給や共済年金等の
 3年以内)
 利率：年0・55%

○新創業融資制度(無担保・
 無保証人でご利用いただける
 制度)

新たに開業される方または
 開業後税務申告を2期終えて
 おられない方

ご融資額：750万円以内
 ご融資期間：運転資金5年以
 内(据置期間6ヶ月以内)／
 設備資金7年以内(据置期間
 6ヶ月以内)

利率：年1・45% 年1・
 2% (7月13日現在)
 税務申告を終えておられな
 い方は、開業資金の2分の1
 以上の自己資金を確認できる
 ことが必要です。

新規開業融資の各制度を無
 担保・無保証人でご利用いた
 だく制度です。
 その他「教育ローン」など
 の融資制度もございます。

◆問合せ先

〒300-0043
 土浦市中央1-1-26
 国民生活金融公庫土浦支店
<http://www.kokukin.go.jp>

募集

青年海外協力隊・シニア
 海外ボランティア募集

技術や経験を生かして、開
 発途上国の人々と共に生活し、
 協力活動を展開していく海外
 でのボランティアです。また、
 今回の秋募集においては日系
 社会青年・シニアボランティ
 ア募集します。

◆募集期間

10月10日～11月16日

◆募集資格

青年 満20歳～39歳
 シニア 満40歳～69歳

◆応募方法

所定の願書に必要事項を記
 入し、JICA青年海外協力
 隊本部まで。

※ホームページから直接応募
 することも可能

<http://www.jica.go.jp>

◆問合せ先

JICA筑波
 TEL 029-838-1111
 午前9時30分～
 午後5時30分
 (土・日・祝日を除く)

NHK学園生涯学習
 通信講座受講生募集

NHK学園では趣味・教養
 から語学、資格まで幅広いジャ
 ンルの講座をご用意していま
 す。通信講座ですのでマイペー
 スで学べるのが魅力です。ま
 ずは、無料の案内書をご請求
 ください。

◆講座 俳句、短歌、川柳、
 書道、ペン字、絵画、手芸、

英語、ハンゲル、中国語、資
 格、福祉資格、教養など

◆受講期間 3ヶ月～1年

◆申込 年中受付

◆問合せ・資料請求

〒186-8001
 東京都国立市富士見台2-36
 NHK学園
 TEL 042-572-3151
 フリーダイヤル
 0120-06-8881
 (資料請求のみ)

豊かな自然の中で
 スポーツや野外活動を通して
 仲間との交流を深めましょう!

いなしき青年の家は、豊かな自然を利用した野外活動と、
 隣接する稲敷市桜川総合運動公園の施設を利用したスポー
 ツ活動が特色で、学校の宿泊学習・子ども会の研修・スポー
 ツ団体の合宿など広くご利用いただいております。
 ※各種団体のご利用・お問合せをお待ち申し上げます。



◆申込・問合せ先

〒300-0634
 稲敷市柏木4-1
 (旧桜川村)
 稲敷地方広域市町村圏事務
 組合いなしき青年の家
 ☎ 029-894-2855
 ☎ 029-894-2770

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日 時 9月1日(木) 午前10時～正午
9月15日(木) 午前10時～正午
場 所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日 時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場 所 公民館第3分館(西共同利用施設)
問合せ先 ☎84-4888 (FAX兼用)

成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故7月発生状況

	(前月比)	(累計)
発生件数(人身事故)	4件(±0)	(46)
死者数	0人(±0)	(1)
負傷者数	9人(+9)	(72)

竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓(7月) ◆

おめでた	8人
おくやみ	8人
転入	20人
転出	20人

◆ 町の人口と世帯 ◆

平成17年8月1日現在

人口	11,394人(±0)
男	5,646人(±0)
女	5,748人(±0)
世帯数	3,396戸(-1)

TELガイド

役 場	☎84-2111	学校教育課	☎84-3322
	FAX84-4357	生涯学習課(中央公民館)	☎84-2843
水道課	☎84-2361	給食センター	☎84-2845
つつみ会館	☎86-3740	福祉センター	☎84-3699
保健センター	☎84-4486	防災かわち(音声案内)	☎84-2212

休日診療当番医

- 9月 -

	稲敷・河内地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
4日	ゆはらくリニック ☎029-894-2002	八代内科医院 ☎64-1710	竜ヶ崎医院 ☎62-0550
11日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎029-892-2627	三石内科クリニック ☎62-2234	秋本脳神経外科 ☎64-3311
18日	江戸崎病院 ☎029-894-2611	山本医院 ☎66-3348	いがらしクリニック ☎62-0936
19日	角崎クリニック ☎0297-87-6030	横田医院 ☎62-0047	菊地整形外科 ☎64-6111
23日	矢野整形外科医院 ☎029-892-2127	吉澤胃腸科医院 ☎66-0977	斎藤クリニック ☎64-3527
25日	和田医院 ☎029-894-2412	福岡小児科医院 ☎66-3245	みやお外科整形外科クリニック ☎62-3761

※診療を受ける際は、必ず電話で確かめてください。

9月のごみ収集日

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	13・27	C地区	6・20	A地区	10	C地区	24
B地区	1・15 29	D地区	8・22	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区 毎週月・水・金曜日				8月中の予約→9月3日			

ごみ等の投棄禁止

ごみを投棄すると、処罰されます

『みんなの町、みんなできれいに』

◆問合せ先◆ 都市計画課 環境衛生係 ☎内線155・156

広報

かわち

平成17年8月15日発行

編集・発行 河内町役場秘書広聴課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.kawachi.ibaraki.jp/>